

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター
下水汚泥燃料化事業

実施方針

令和4年1月

滋賀県
日本下水道事業団

目 次

はじめに.....	1
第1 事業に関する事項.....	11
1 事業内容に関する事項.....	11
(1)事業名称.....	11
(2)事業の対象施設.....	11
(3)公共施設等の管理者.....	11
(4)事業の背景・目的.....	11
(5)事業概要.....	11
(6)事業期間.....	13
(7)事業者の収入.....	14
(8)事業期間終了時の措置.....	14
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	16
1 事業者の決定方針.....	16
2 事業者の選定スケジュール(予定).....	16
3 応募者の参加資格要件.....	17
4 審査および選定手続き.....	30
5 事業者決定後の手続き.....	31
(1)基本協定の締結.....	31
(2)工事請負契約の締結.....	31
(3)維持管理・運営委託契約の締結.....	31
(4)燃料化物売買契約の締結.....	31
6 提出書類の取扱い.....	31
(1)著作権等.....	31
(2)特許権等.....	31
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	32
1 リスク分担の考え方.....	32
2 要求する性能等.....	32

3	事業者の責任の履行に関する事項.....	32
	(1) 事業者の責任の履行について	32
	(2) 保険.....	32
	(3) 工事請負工事に係る契約保証金.....	32
	(4) 維持管理・運営に係る契約保証金.....	33
	(5) 燃料化物売買に係る契約保証金.....	33
	(6) 業務の委託等.....	33
	(7) 有資格者の配置	33
4	事業の実施状況のモニタリング	33
	(1) 実施設計・建設工事に係るモニタリングの時期・内容	33
	(2) 維持管理・運営、燃料化物売買に係るモニタリングの実施	34
第4	公共施設等の立地に関する事項	36
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	38
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	38
	1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	38
	2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	38
	3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	38
	4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	39
	5 その他.....	39
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	40
	1 法制上及び税制上の措置に関する事項	40
	2 財政上及び金融上の支援に関する事項	40
	(1) 交付金の取り扱い	40
	(2) その他財政上および金融上の支援	40
	3 その他の支援に関する事項	40
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	41
	1 応募に伴う情報提供.....	41
	2 応募に伴う費用負担.....	41

3 本実施方針に関する問合せ先.....	41
(1) 質問・意見等の受付.....	41
(2) 質問・意見等に対する回答.....	41
(3) 施設確認、資料閲覧、試料の採取.....	41
(4) 本実施方針に関する問合せ先.....	42

はじめに

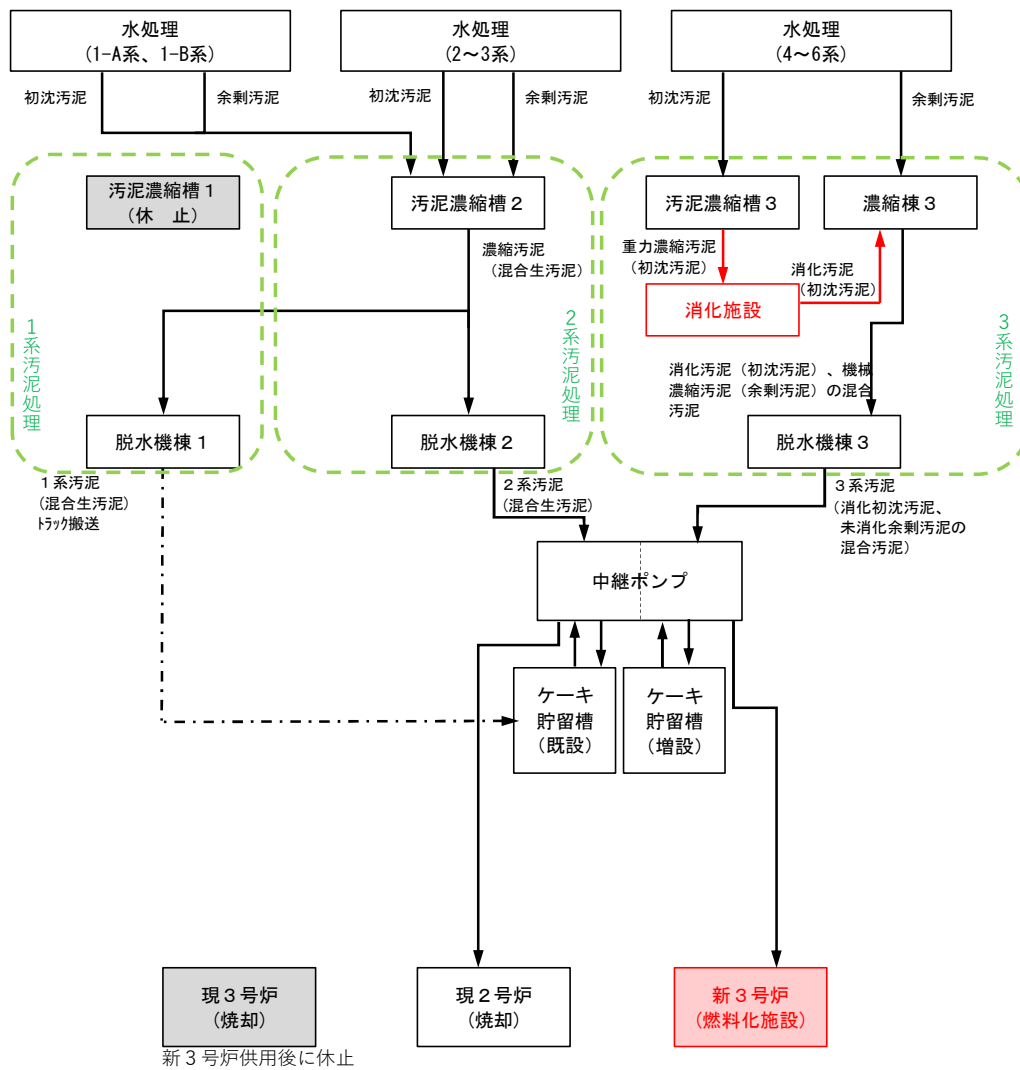
「琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業」（以下「本事業」という。）は、琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター内に設置する消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事を行い、事業期間中において燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物の売買(汚泥燃料化施設で製造される燃料化物の買い取り、利用先の確保および運搬)を実施するものである。

図1に本事業の概要を示す。

【本事業】

- ① 消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事及び既存施設撤去工事
- ② 燃料化施設の維持管理・運営
- ③ 燃料化物の売買

<処理フローシート>



赤字 は本工事により整備する施設をあらわす。

赤字 は本工事により整備し、その後の維持管理・運営する施設をあらわす。

図1 本事業の概要（フローシート）

<消化施設>

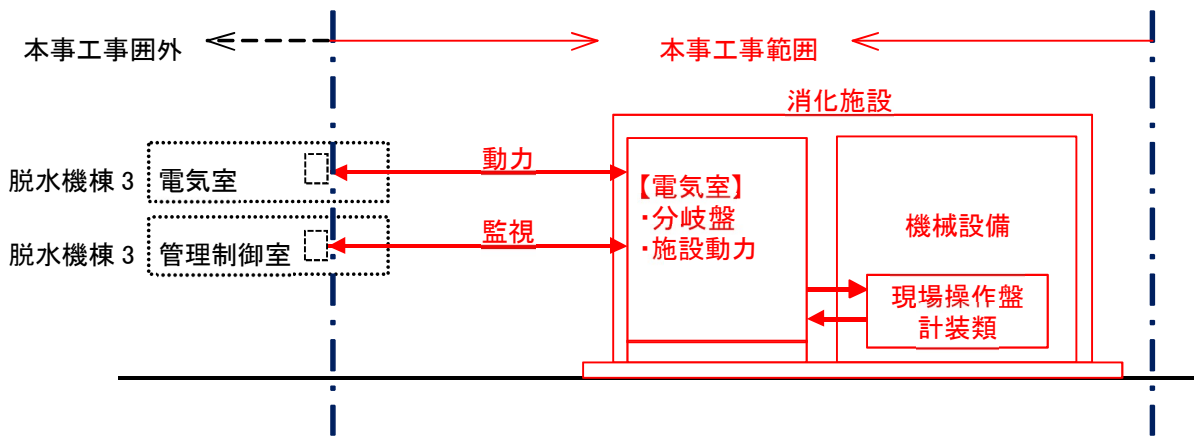
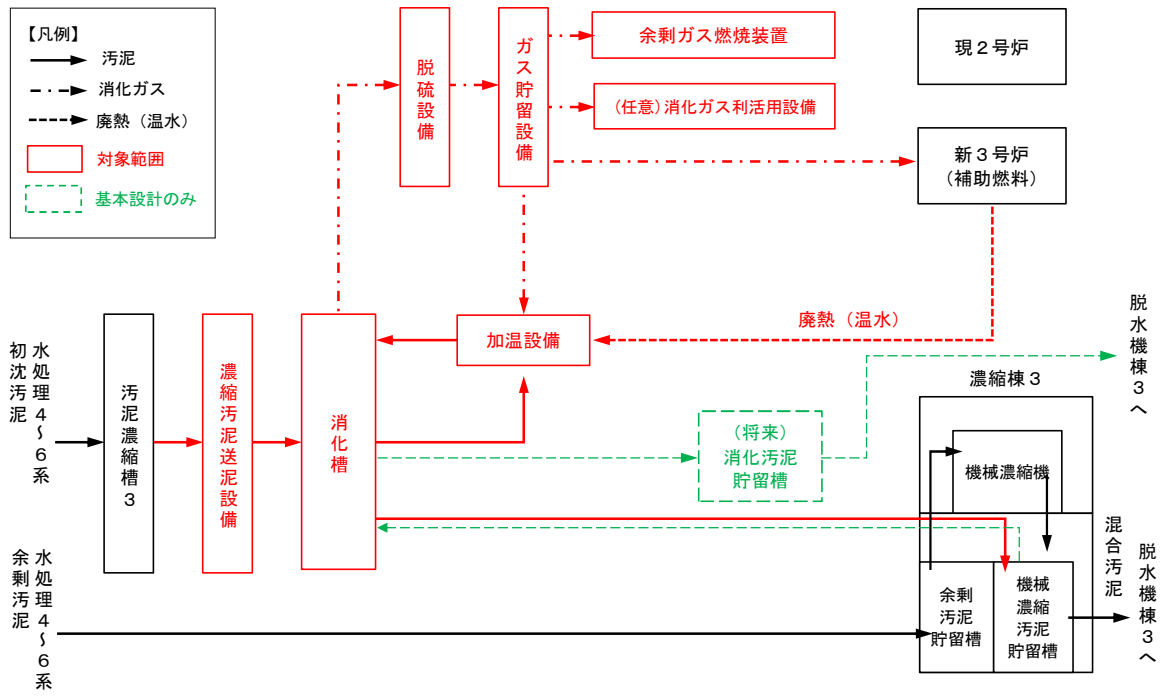


図3 消化施設（実施設計・建設工事）概要図

<新3号炉（燃料化施設）>

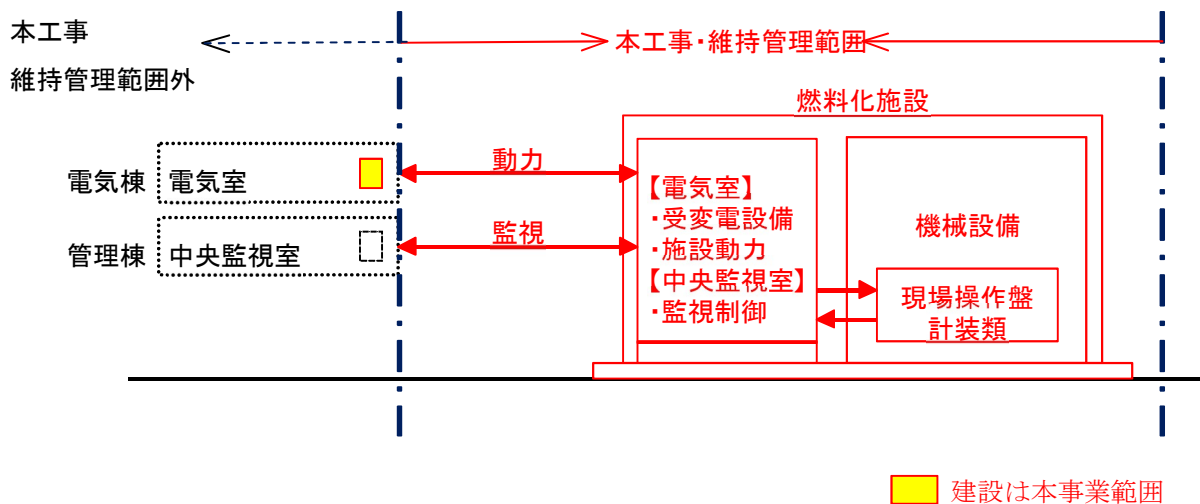
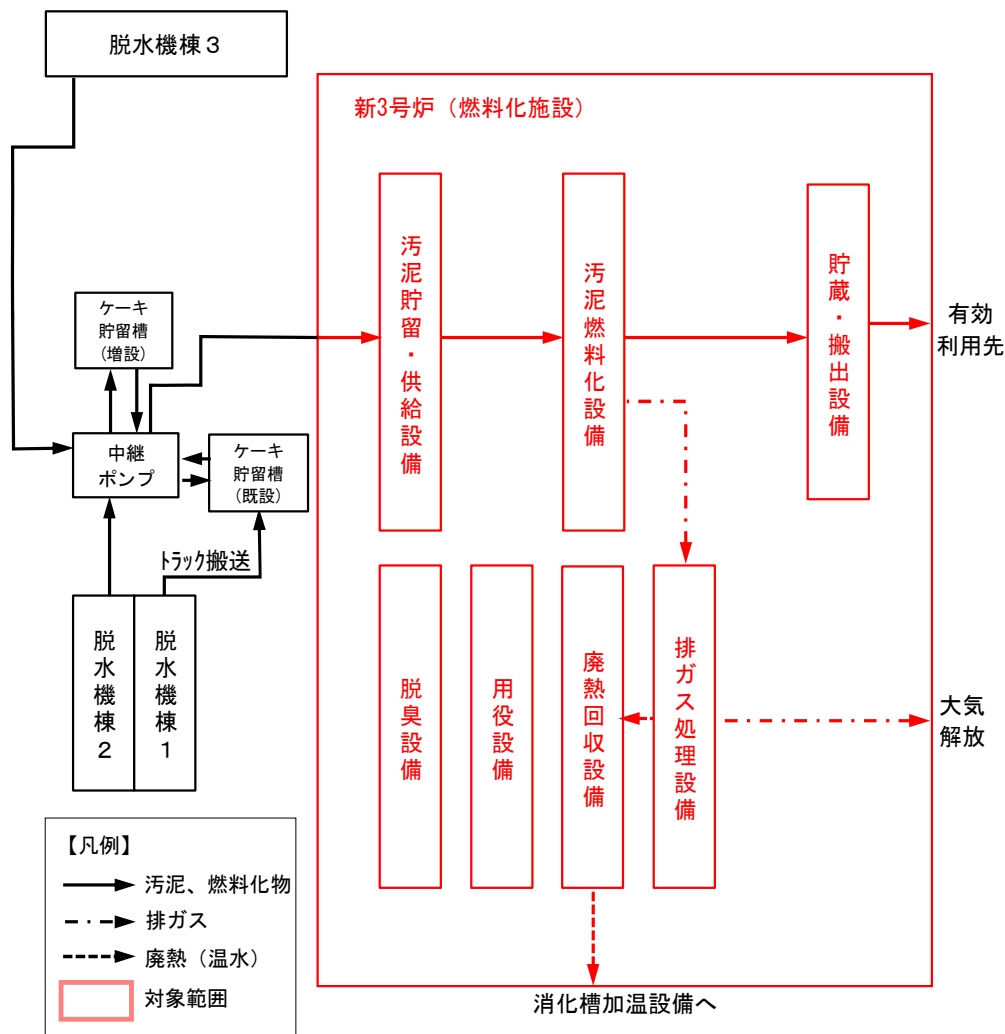
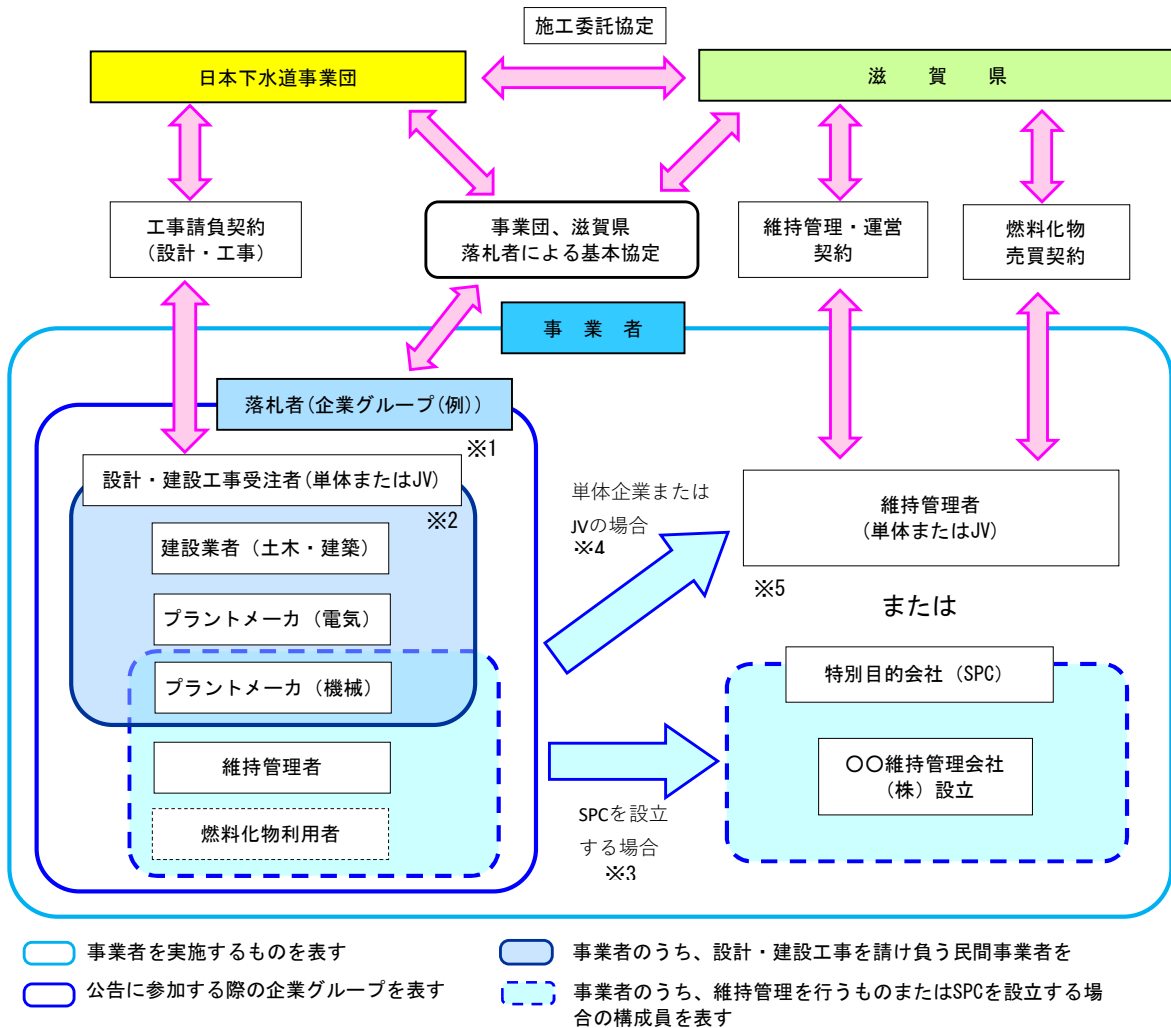


図4 燃料化施設（実施設計・建設工事、維持管理・運営）概要図

【事業スキーム】

本事業は、DB+(O)方式(実施設計・建設工事、維持管理・運営：Design Build + (Operate))で行うものである(図5を参照)。本事業の実施において、滋賀県は、日本下水道事業団(以下「事業団」という。)に事業者選定、消化施設及び汚泥燃料化施設の実実施設計・建設工事及び既存施設の撤去工事の発注・施工監理を委託する。事業団は事業者を選定する際には、事業者が実施設計・建設工事に続き、汚泥燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物売買について一体的かつ長期的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減および公共サービスの水準の向上などを目的とし、これらに配慮した手法をとるものとする。

また、維持管理・運営、燃料化物の売買を行うものは、単独企業または企業グループの中で維持管理を行う単体企業または甲型共同企業体もしくは維持管理・運営、燃料化物の売買の実施のみを目的として設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)とする。



- ※1 企業グループの代表企業は、維持管理者（単体またはJV代表者）もしくは、SPCを設立する場合にはSPCへの出資比率が最も高い構成員とする。
- ※2 建設JVは、甲型または乙型（民間事業者の職種はイメージである）
- ※3 SPCの設立は事業者の任意とする。SPCを設立する場合は、県とSPCとで維持管理・運営契約及び燃料化物売買契約を締結する。
- ※4 SPCを設立しない場合、維持管理・運営契約は県と維持管理者（単体企業または甲型JV）とで締結し、燃料化物売買契約は県と企業グループを構成するいずれかの企業と締結する。
- ※5 維持管理者（単体またはJV代表者）は設計・建設工事受注者（単体またはJV代表者）もしくはSPCに出資すること。

図5 契約関係イメージ図

【事業期間】

- ① 実施設計・建設工事：契約締結日の翌日から令和8年9月30日までとする。
- ② 維持管理・運營業務：令和8年10月1日から令和28年9月30日までとする。
消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。

本実施方針は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI（Private Finance Initiative）法」という。）に基づく調達手続を参考として策定する実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。なお、本実施方針は、公表に対する質問により、公表資料の要求水準書（案）、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、燃料化物売買契約書（案）を見直す場合がある。

【公表資料】

- ① 実施方針
- ② 要求水準書（案）
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 工事請負契約書（案）
- ⑤ 維持管理・運営委託契約書（案）
- ⑥ 燃料化物売買契約書（案）
- ⑦ 様式集（一部）

【用語の定義】

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 【本事業】 湖南中部浄化センターの消化施設および燃料化施設（現3号炉の更新施設）の実施設計・建設工事、燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物の売買を実施する「琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業」をいう。
- (2) 【本工事】 湖南中部浄化センターの消化施設および燃料化施設の建設工事及び既存施設の撤去工事のことをいう。
- (3) 【県】 滋賀県のことをいう。
- (4) 【事業団】 日本下水道事業団のことをいう。
- (5) 【事業者】 本事業を委ねる民間事業者であり、設計・建設工事受注者および維持管理者をいう。
- (6) 【落札者】 応募選考の結果、本事業を落札し、本事業における基本協定の締結にいたるまでの者をいう。なお、落札者は、企業グループとする。
- (7) 【企業グループ】 単一または複数の企業からなる民間事業者のグループのことをいい、施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、燃料化物の売買の実施者を含む。
- (8) 【設計・建設工事受注者】 企業グループのうち、事業団と工事請負契約を締結し、本工事を行う者をいう。
- (9) 【建設JV】 複数の企業からなる共同企業体をいう。
- (10) 【維持管理者（単体またはJV代表者）】 燃料化施設の維持管理・運営を行う者をいう。また、設計・建設工事受注者の代表者をいう。
- (11) 【湖南中部浄化センター維持管理者】 既設施設の維持管理を行う者をいう。現在は、琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務および琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務が行われている。
- (12) 【特別目的会社】 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき本事業に係る維持管理・運営・燃料化物売買の遂行のみを目的とする会社をいい、SPCともいう。本事業においては、特別目的会社の設立は任意とする。
- (13) 【代表企業】 維持管理者（単体またはJV代表者）、もしくは特別目的会社を設立する場合に、特別目的会社への出資比率が最も高い者をいう。
- (14) 【構成員】 企業グループのうち、代表企業を除く者をいう。
- (15) 【燃料化物利用者】 燃料化施設で製造される燃料化物の有効利用を行うもの。
- (16) 【湖南中部浄化センター】 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターをいう。
- (17) 【技術提案書】 応募資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図面または提出後に改善要請を受けて再提出する書類・図面をいう。
- (18) 【入札説明書等】 入札公告の際に事業団が公表する書類一式をいう。
- (19) 【事業契約】 本事業において締結する契約一式をいう。具体的には、基本協定、工事請負契約、維持管理・運営委託契約および燃料化物売買契約をいう。
- (20) 【第三者】 県および事業団、事業者以外の者をいう。

- (21) 【本施設】 湖南中部浄化センターに設置される消化施設、燃料化施設をいう。
- (22) 【消化施設】 嫌気性消化により濃縮汚泥中の有機物の分解・安定化、それに伴い発生する消化ガスの生成・脱硫・貯留をするための施設および附属施設をいう。
- (23) 【燃料化施設】 脱水汚泥を燃料化するための施設および附属施設をいう。
- (24) 【現2号炉】 現在稼働している2号焼却炉のことをいう。今後も継続運用する。
- (25) 【現3号炉】 現在稼働している3号熔融炉（現在は焼却炉として運転）のことをいう。新3号炉の供用と同時に休止となる。（撤去工事は本事業範囲外）
- (26) 【新3号炉】 本事業で対象とする燃料化施設のことをいう。
- (27) 【旧2号炉】 現在休止している2号熔融炉のことをいう。（撤去工事は本事業範囲外）
- (28) 【ケーキ貯留槽（既設）】 熔融炉棟に設置されている既設ケーキ貯留槽をいう。容量は約1,400m³ある。
- (29) 【ケーキ貯留槽（増設）】 熔融炉棟の旧2号炉および現3号炉を撤去した後にその跡地に増設する予定のケーキ貯留槽をいう。容量は約1,000m³とする。
- (30) 【超高度処理実験施設】 本事業において撤去するオゾン処理・活性炭吸着施設および附属施設をいう。
- (31) 【スラグストックヤード】 本事業において撤去するスラグストックヤードをいう。
- (32) 【太陽光発電設備】 本事業において撤去する太陽光発電設備および附属施設をいう。
- (33) 【燃料化物】 石炭代替燃料等とすることを目的にして本施設で製造した製品であって、下水汚泥固形燃料JIS規格（JISZ7312）に準拠し、有価性をもって取引できるものをいう。
- (34) 【副生成物】 燃料化物を製造する過程で、ダクト等に固着するタール、ダストおよび系内中間部に滞留した脱水汚泥、乾燥汚泥、未燃料化等の規格外燃料化物等をいう。
- (35) 【維持管理・運営】 燃料化施設の点検・運転・維持・修繕を維持管理者の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。
- (36) 【応募者】 事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- (37) 【DBO】 Design Build Operateの略。県が資金調達を負担し、設計（Design）・建設（Build）・運営（Operate）を民間に委託する方式のことをいう。
本事業は、DB+(0)方式で行うものである。DBは事業団、0は県の業務範囲とする。
- (38) 【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- (39) 【不可抗力】 県および事業団、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のことをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (40) 【修繕】 老朽化した施設または故障もしくは破損した施設を対象として、維持管理・

運営委託契約期間において機能を修復させるために行うものである。

- (41) 【保全】 施設・設備等の性能や求められる機能を良好な状態に保つこと。
- (42) 【モニタリング】 事業期間にわたり、事業者が提供するサービスの水準を県および事業団が監視するために行うものである。
- (43) 【法令等】 法律、政令、省令、条例および規則ならびにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定または改廃されることをいう。
- (44) 【ユーティリティ】 施設の運転に必要な電力、水、薬品、燃料等をいう。
- (45) 【県工事】 県の発注する脱水機増設・改造、中継ポンプ等の建設工事のことをいう。
- (46) 【標準耐用年数】 「下水道施設の改築について」（平成28年4月1日付け国水事第109号下水道事業課長通知）の別表に定められた年数。

第1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業

(2) 事業の対象施設

消化施設および燃料化施設

事業場所住所 滋賀県草津市矢橋町宇焔帆 2108

(3) 公共施設等の管理者

滋賀県知事 三日月 大造

(4) 事業の背景・目的

湖南中部浄化センターは、場内で発生した汚泥を濃縮及び脱水で減容化したのち、焼却炉(120t/日×2 炉=240t/日)で焼却処理し、焼却灰の場外処分を行っている。本処理方式は、大量の汚泥を効率的かつ安価に処理する上で有効な手法であるものの、下水汚泥資源の有効活用の面では課題がある。

本事業は、焼却炉の1 炉(現3号炉)が老朽化により更新時期を迎えたるにあたり、下水汚泥の有効活用を図ることを目的として、消化施設および燃料化施設を導入する。また、製造した燃料化物を石炭代替燃料等として有価で長期的・安定的に有効活用を図ることで、化石燃料ならびに温室効果ガス排出量の削減により地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

なお、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果および長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、DB+(0)方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本方針を以下に示す。

ア 燃料化施設で製造される燃料化物は、事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されること。

イ 事業者が建設する消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事、燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物売買を性能発注により発注することで、事業者の創意工夫やノウハウが最大限に活用され、事業費削減や燃料化物の量の増大、質の向上が図られること。

ウ 維持管理・運営、燃料化物売買の期間を長期(20 年間)にするとともに、事業者が原料となる下水汚泥から燃料化物を製造するまでの維持管理・運営、燃料化物売買を継続的かつ一元的に管理できる体系とし、事業にかかるライフサイクルコストの最適化が図られること。

(5) 事業概要

事業者は、以下の業務を実施するが、①の業務については事業団と事業者が締結した工事請負契約に基づいて実施し、②の業務については、県と事業者が締結した維持管理・運営委託契約および燃料化物売買契約に基づいて実施する。なお、これらの業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な内容については、入札説明書、要求

水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、燃料化物売買契約書（案）およびその他の関連資料（以下「入札説明書等」という。）に示す。

【事業者の業務範囲】

- ① 事業者が建設する消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事
 - ア 実施設計
 - イ 機械設備工事、電気設備工事、土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事
 - ウ 撤去工事
 - エ 消化施設・燃料化施設の設置および稼動に必要な許認可の取得および届け出の提出（県が取得すべき許認可および県が提出すべき届出を除く。）
 - オ 消防設備計画書の作成
 - カ 工事管理および工事状況の事業団への報告
 - キ 県工事との調整
 - ク 県および湖南中部浄化センター維持管理者との調整
 - ケ 消化施設の立上げおよび消化施設の引継ぎ
 - コ その他本工事を実施する上で必要な業務
- ② 燃料化施設の維持管理・運営
 - ア 運転管理業務
 - イ 保全管理業務
 - ウ 保守点検業務
 - エ 運営・修繕業務
 - オ 燃料、薬品および消耗品の調達管理業務
 - カ 周辺住民対応に関する協力
 - キ 事業場所の清掃・整備
 - ク 維持管理・運営状況の報告
 - ケ 消化施設への熱供給
 - コ 燃料化物の管理業務（製造量、品質、安全等）
 - サ 燃料化物の県からの購入・有効利用
 - シ 燃料化施設見学者の対応に関する協力
 - ス 維持管理・運営のセルフモニタリング
 - セ その他本事業を実施する上で必要な業務
 - ソ 燃料化施設及び消化施設の送電盤の維持管理は除く

【県の業務範囲】

本事業における県の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ア 事業用地の確保
- イ 消化施設・燃料化施設に係る社会資本整備総合交付金申請手続き

- ウ 消化施設・燃料化施設の設置および稼働に必要な許認可の取得および届け出の提出
(県が取得または提出すべきものに限る。)
- エ 消化施設・燃料化施設の実施設計・建設工事の協議出席および完成認定
- オ 下水汚泥、汚水排水、電力および監視制御に関する責任分界点までの実施設計・建設
工事
- カ 消防設備計画書の提出
- キ その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
- ク 脱水汚泥の供給
- ケ 消化ガスの供給
- コ 汚水排水の受け入れ、処理
- サ ろ過水の提供
- シ 消化施設、燃料化施設送電盤の維持管理
- ス 消化槽の立上げに必要な場内汚泥の供給、電力等の供給
- セ 湖南中部浄化センター維持管理者および事業者との調整
- ソ 維持管理・運営のモニタリング
- タ ストックマネジメント事業
- チ その他必要な業務

【事業団の業務範囲】

本事業における事業団の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ア 事業者の選定
- イ 交付金事業等交付申請図書作成補助
- ウ 実施設計・建設工事の監督および各種検査
- エ 実施設計・建設工事のモニタリング
- オ 維持管理・運営のモニタリング
- カ その他必要な業務

(6)事業期間

基本協定が締結された後、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)から、
実施設計・建設工事期間を経て、維持管理・運営、燃料化物売買期間が終了する令和28年
9月30日(以下「本事業終了日」という。)までをいう。

表 1 事業期間（予定）

時期・期間	内容
令和4年 10月 基本協定及び工事請負契約締結の日 から令和8年9月まで	基本協定および工事請負契約の締結 実施設計・建設工事期間
令和8年 9月 令和8年10月から20年間	維持管理・運営委託、燃料化物売買の契約の締結 維持管理・運営、燃料化物売買期間

なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間をさす。

(7) 事業者の収入

ア 実施設計・建設工事に係る対価

事業団は、事業者に対して、実施設計・建設工事に係る対価を支払うものとする。

イ 維持管理・運営に係る対価

県は維持管理受託者に対して、維持管理・運営に係る対価を維持管理・運営期間にわたって維持管理受託者が計画し、県が承諾した業務の内容にしたがい、対価を支払う。物価変動による見直しは、原則として年 1 回行うこととする。

ウ 燃料化物売買に係る対価

事業者は、県から、燃料化物を原則として 1 t あたり 100 円（税抜き）を下限として買い取るものとする。

(8) 事業期間終了時の措置

ア 県所有の資産等

事業者は、事業期間中、維持管理・運営、燃料化物売買を適切に行うことにより、事業期間の終了時において燃料化施設の機能を満たしている状態に保持しなければならない。なお、燃料化施設の事業期間終了後の取り扱いについては、事業期間終了 3 年前に県と協議を開始する。

イ 事業者所有の資産等

本事業の実施のために、事業者が本事業用地内に所有する資産については、すべて事業者の責任において、速やかに撤去または処分しなければならない。

ウ 業務の引継ぎ

県または県の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任および費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

(9) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

ア 下水道法

- イ 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ウ 環境基本法
- エ 大気汚染防止法
- オ ダイオキシン類対策特別措置法
- カ 水質汚濁防止法
- キ 騒音規制法
- ク 振動規制法
- ケ 悪臭防止法
- コ 土壌汚染対策法
- サ 電気事業法
- シ 電気用品安全法
- ス 電気工事士法
- セ 計量法
- ソ 道路法
- タ 建築基準法
- チ 消防法
- ツ 労働基準法
- テ 労働安全衛生法
- ト 作業環境測定法
- ナ 建設業法
- ニ 製造物責任法
- ヌ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ネ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ノ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ハ 自然公園法
- ヒ 県・草津市公害防止対策条例および関係法令
- フ ガス事業法
- ヘ その他関連法令、条例、規則、要綱、通達等
- ホ 湖沼水質保全特別措置法

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の決定方針

事業団は、本事業の参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性および公平性の確保に配慮したうえで、事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、技術提案と入札価格による総合評価方式を採用し、詳細は入札公告時に示す落札者決定基準による。

2 事業者の選定スケジュール(予定)

事業者の募集および選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表 2 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

時 期	内 容
令和4年1月7日	実施方針の公表
令和4年1月11日～2月4日	実施方針に関する質問・意見の受付期間
令和4年3月11日	実施方針に関する質問・意見への回答
令和4年4月中旬	入札公告
令和4年4月～6月	入札説明書等に関する質問・意見の受付期間
令和4年6月まで	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和4年6月まで	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和4年6月まで	技術提案書の提出期限
令和4年10月	事業者の決定
令和4年10月	基本協定の締結、建設工事請負契約の締結
令和8年9月	維持管理・運營業務委託契約の締結、燃料化物売買契約の締結
令和8年10月	維持管理・運営、燃料化物の有効利用の開始

※入札説明書等：入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、
工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）、燃料化物売買契約書
（案）

3 応募者の参加資格要件

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

1	公告日	令和0*年0*月**日(木)
2	契約職	西日本本部長 細川 顕仁
3	工事概要	
3.1	工事名	琵琶湖湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化施設建設工事
3.2	工事場所	滋賀県草津市矢橋町地内
3.3	施設名	湖南中部浄化センター
3.4	処理方式	凝集剤添加多段硝化脱窒法+砂ろ過、消化、燃料化
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画下水量	487,000 m3/日
3.5.2	今回対象想定燃料化汚泥量	111 t-wet/日
3.5.4	今回消化対象計画汚泥量	386 m3/日
3.6	工事内容	機械設備工事(新設)
3.7	対象工事	【機械設備工事】 汚泥消化タンク設備 一式、ガス貯留設備 一式、加温設備 一式、 汚泥燃料化設備 一式、その他付属設備 一式 【土木工事】一式 【建築工事】一式(建築機械設備工事 一式、建築電気設備工事 一式を含む) 【電気設備工事】一式
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和08年09月30日(水)まで
3.8.2	指定部分工期 その1	
3.8.2.1	期限	令和05年11月30日(木)まで
3.8.2.2	内容	詳細設計 一式
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有 総合評価方式(技術提案審査型・事前・電子)
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.9.8	デザインビルド方式の工事	有 DB+(O)方式
3.9.9	監理技術者の緩和	無
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1、4.3.2に記載する条件を全て満たす代表者以外の者(構成会社数は最大3者まで)との組み合わせによる。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.4.1に記載する条件(担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.5.1、4.5.2、4.5.3、4.5.4、4.5.5 のいずれかに記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を満たす代表者以外の者(構成会社数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。なお、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)との組み合わせによる。 維持管理について単体資格者にあつては、4.1.1、4.2.1、4.4.1 のいずれかに記載する条件をすべて満たす者であること。 維持管理共同企業体(甲型)にあつては、4.6.1に記載する条件をすべて満たす代表者と、4.4.1、4.2.1、4.4.1のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。 又はSPCに出資する者のうち少なくとも1者は4.6に記載する条件を満たすこと。</p>	

4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	汚泥焼却設備工事
4.1.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	汚泥焼却設備工事
4.2.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	汚泥焼却設備工事
4.3.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.3.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県
4.3.2	その2	
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.3.2.2	経営事項評価点数	A等級
4.3.2.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	A等級:近畿地方、中国地方、四国地方
4.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
4.4.1	その1	
4.4.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	汚泥焼却設備工事
4.4.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.4.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.4.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	—
4.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外	
4.5.1	その1(乙型 土木工事を施工する者)	
4.5.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.5.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	A等級又はB等級・要件なし
4.5.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・土木工事業
4.5.1.4	上記事業所の所在地	A等級又はB等級:A:滋賀県内営業所 B:滋賀県内営業所
4.5.2	その2(乙型 建築工事を施工する者)	
4.5.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.5.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	A等級又はB等級・要件なし
4.5.2.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・営業所工事業
4.5.2.4	上記事業所の所在地	A等級又はB等級:A:滋賀県内営業所 B:滋賀県内営業所
4.5.3	その3(乙型 機械設備工事を施工する者)	
4.5.3.1	一般競争参加資格の認定工事種別	汚泥焼却設備工事
4.5.3.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.5.3.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.3.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、沖縄県

4.5.4	その4(乙型 機械設備工事を施工する者)	
4.5.4.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.5.4.2	等級区分	A等級
4.5.4.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.5.4.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方
4.5.5	その5(乙型 電気設備工事を施工する者)	
4.5.5.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.5.5.2	等級区分	A等級
4.5.5.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.5.5.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方
4.6	維持管理者(単体またはJV代表者)またはSPCに出資する者	
4.6.1	その1	
4.6.1.1	維持管理者、維持管理共同企業体に出資する者 又はSPCの構成員すべてにおいて、県の物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿において、営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者	左記名簿における登録営業種目 大分類:役務の提供 中分類:その他役務の提供 小分類:その他役務の提供 大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理
5	競争参加資格(施工実績)	
	<p>単体有資格業者にあつては、5.1.1、5.1.2 のいずれか及び 5.1.3 5.1.4、5.1.5のすべてを満たす施工実績を有すること。</p> <p>特定建設共同企業体(甲型)にあつては、5.1.1、5.1.2 のいずれか及び 5.1.3 5.1.4、5.1.5のすべてを満たす施工実績を有する代表者と、5.2 に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、5.3.1、5.3.2 のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7 のいずれかの施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた 5.4、5.5、5.7 の施工実績を満たすこと</p> <p>また、維持管理者(単体またはJV代表者)またはSPCに出資する者のうち、少なくとも1者は、5.8 に記載する条件を満たすこと。</p>	
5.1	単体有資格業者及び特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
5.1.1	①下水道施設での元請実績	<p>一炉あたりの燃料化汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上で、下水道法上の処理場における、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)</p> <p>又は</p> <p>一炉あたりの焼却汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上で、下水道法上の処理場にかかる汚泥焼却設備工事。ただし汚泥焼却施設の主要部分の機器を自ら製作した工事に限る。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。</p>
5.1.2	②下水道類似施設での元請実績	<p>一炉あたりの燃料化汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量と同規模以上で、地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設における機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)</p> <p>又は</p> <p>一炉あたりの焼却汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)に係る汚泥焼却設備工事。ただし汚泥焼却施設の主要部分の機器を自ら製作した工事に限る。</p> <p>ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。</p>

5.1.3	土木工事での同種工事又は類似工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 日本下水道事業団又は地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物を含む土木工事。
5.1.4	建築工事での同種工事又は類似工事での元請実績	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は 公共建築物等の新築、増設、耐震又は一般改修の建築工事。
5.1.5	電気設備工事での同種工事又は類似工事での元請実績	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
5.2	特定建設共同	企業体(甲型)・代表者以外
5.2.1	元請実績	下水道法上の施設に係る機械設備工事。 ただし建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
5.3	特定建設共同	企業体(乙型)・代表者
5.3.1	①下水道施設での元請実績	一炉あたりの燃料化汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上で、下水道法上の処理場における、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。) 又は 一炉あたりの焼却汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上で、下水道法上の処理場にかかる汚泥焼却設備工事。ただし汚泥焼却施設の主要部分の機器を自ら製作した工事に限る。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。
5.3.2	②下水道類似施設での元請実績	一炉あたりの燃料化汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量と同規模以上で、地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設における機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。) 又は 一炉あたりの焼却汚泥量が、3.5に記載された1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)に係る汚泥焼却設備工事。ただし汚泥焼却施設の主要部分の機器を自ら製作した工事に限る。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.4	特定建設共同	企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者)
5.4.1	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 日本下水道事業団又は地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物を含む土木工事。
5.5	特定建設共同	企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)
5.5.1	建築工事での元請実績	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は 公共建築物等の新築、増設、耐震又は一般改修の建築工事。
5.6	特定建設共同	企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者)
5.6.1	機械設備工事での元請実績	下水道法上の施設に係る機械設備工事。 ただし建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
5.7	特定建設共同	企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)
5.7.1	電気設備工事での元請実績	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。

5.8	維持管理者(単体またはJV代表者)またはSPCに出資する者	
5.8.1	維持管理運営に関する下水道施設等での元請実績	維持管理者、維持管理共同企業(甲型)の代表者またはSPCの構成員のいずれかが、この公告の日から起算して15年以内の期間において、1炉当たりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上の燃料化設備、又は汚泥焼却設備のいずれかについて1年以上の運転管理業務の履行実績を有すること。
6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体(甲型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.4、6.5、6.6のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な配置予定技術者(工事担当技術者)を配置すること。</p> <p>また、維持管理者、維持管理共同企業体又はSPCに出資する者のうち少なくとも1者は、6.7に記載する条件を満たすこと。SPCを設立する場合は維持管理業務等をSPCと契約するまでに6.7に記載する条件を満たすこと。</p>	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	<p>下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の工事経験を有する者。</p> <p>又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の工事経験を有する者。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>施工内容に土木工事が含まれる場合は「土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。</p>
6.1.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	<p>下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の設計経験を有する者。</p> <p>又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の設計経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	<p>下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。</p> <p>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.1.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年09月30日(水)まで
6.1.4	土木工事担当技術者	
6.1.4.1	土木工事担当技術者の工事経験	<p>下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事</p> <p>又は 日本下水道事業団、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物を含む土木工事。</p> <p>土木工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。</p>
6.1.4.2	土木工事担当技術者	
6.1.4.3	土木工事担当技術者の専任	要
6.1.4.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで

6.1.5	建築工事担当技術者	
6.1.5.1	建築工事担当技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は公共建築物等の新築、増設の建築工事。 建築工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
6.1.5.2	建築工事担当技術者	
6.1.5.3	建築担当技術者の専任	要
6.1.5.4	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.1.6	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.1	電気設備工事担当技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 電気設備工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
6.1.6.2	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.1.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の工事経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の工事経験を有する者。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 施工内容に土木工事が含まれる場合は「土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.2.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の設計経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年09月30日(水)まで
6.2.4	土木工事担当技術者	
6.2.4.1	土木工事担当技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事 又は 日本下水道事業団、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物を含む土木工事。 土木工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験を有することができる。
6.2.4.2	土木工事担当技術者	
6.2.4.3	土木工事担当技術者の専任	要
6.2.4.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで

6.2.5	建築工事担当技術者	
6.2.5.1	建築工事担当技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は公共建築物等の新築、増設の建築工事。 建築工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
6.2.5.2	建築工事担当技術者	
6.2.5.3	建築担当技術者の専任	要
6.2.5.4	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.2.6	電気設備工事担当技術者	
6.2.6.1	電気設備工事担当技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 電気設備工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。
6.2.6.2	電気設備工事担当技術者	
6.2.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.2.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
6.3.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の施設に係る工事の工事経験を有する者。 ただし、建築機械設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.3.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	配置を求める。ただし資格要件及び設計経験は求めない。
6.3.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	配置を求める。ただし資格要件及び設計経験は求めない。
6.3.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.3.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年09月30日(水)まで
6.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
6.4.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の工事経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の工事経験を有する者。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 施工内容に土木工事が含まれる場合は「土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。
6.4.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の設計経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.4.2.1	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は下水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に電気設備工事が含まれない場合は、配置は不要とする。

6.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.4.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	担当する機械設備工事の現場着工から令和08年09月30日(水)まで
6.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者)	
6.5.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 日本下水道事業団、地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物を含む土木工事。 また、担当する工事内容に土木工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.5.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.5.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.5.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)	
6.6.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。 又は 公共建築物等の新築、増設の建築工事。 ただし担当する工事内容に建築工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.6.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.6.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.6.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者)	
6.7.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の工事経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の工事経験を有する者。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.7.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した、今回施工する汚泥燃料化施設と同形式の施設での機械設備工事(主要部分の施工を行った工事に限る。)の設計経験を有する者。 又は汚泥焼却設備に該当する機械設備工事内容で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(ごみ焼却施設をいう。)の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.7.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.7.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.7.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	機械設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.8	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
6.8.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.8.2	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に電気設備工事が含まれない場合は、配置は不要とする。
6.8.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.8.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.8.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで

6.9	維持管理者(単体またはJV代表者)またはSPCに出資する者	
6.9.1	維持管理運営業務総括責任者の業務経験	この公告の日から起算して15年以内の期間において、1炉当たりの今回対象想定燃料化汚泥量の1/2以上の燃料化設備、又は汚泥焼却設備のいずれかについて1年以上の運転管理業務の履行実績を有する者。また維持管理開始後、1年間は本事業に専任とする。
6.9.2	維持管理運営業務副総括責任者の業務経験	配置を求める。ただし維持管理業務の実務経験は求めない。
6.9.3	維持管理運営業主任の業務経験	配置を求める。ただし維持管理業務の実務経験は求めない。

(1) 入札参加者(応募者)の構成等

入札参加者(応募者)の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者(応募者)構成のグループ方式は、単独企業または複数の企業で構成された共同事業体(グループ応募者)とする。グループ応募者を構成する企業は構成員と協力企業とするが、構成員のみで構成することも可能とする。

なお、競争参加資格確認申請書提出時に、企業グループの構成員および協力企業は、代表企業・構成員・協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

イ 構成員および協力企業は、他の入札参加者(応募者)の構成員または協力企業となることはできない。

ウ 入札参加者(応募者)が、消化施設、燃料化施設の実施設設計・建設工事を行う目的で建設JVを形成する場合、「特定建設共同企業体の登録受付について」による。滋賀県特定建設工事共同企業体運用基準(令和2年4月)のうち第4条、第5条、第7条、第9条に準拠すること。

エ 入札参加者(応募者)の企業グループの構成員の中から1者を当該応募者の代表企業として定め、競争参加資格確認申請および応募手続きは代表企業が行うものとする。

オ 本事業の維持管理・運営、燃料化物売買の実施のみを目的としたSPCを設立する場合、代表企業はSPCへの出資比率が最も高いものとする。また、企業グループの構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。なお、SPCへの最低出資率の制限は定めない。

カ 同一の入札参加者(応募者)が複数の技術提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者(応募者)の備えるべき参加資格

ア 入札参加者(応募者)は、「施設の設計・建設を行う者」と「施設の運営・維持管理(施設で製造される製品の買い取り、利用先の確保を含む)を行う者(SPCを設立する場合は、SPCに出資を行う者)」で構成される企業グループを構成すること。

イ 「施設の設計・建設を行う者」については、企業グループ内構成員である単体業者またはJVとする。この場合、単体企業またはJVの代表者は、施設のプラント部分(機械設備に限る)の建設を行う者とする。

(3) 「施設の設計・建設」を行う者の資格要件

施設の設計・建設を行う者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

ア 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。

イ 日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けて

いること。)

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(1(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

エ 本工事で求める施工実績は、平成 19 年度以降に引き渡した機械設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が上記の施工実績を有していればよい。

オ 本工事で求める配置予定の主任技術者又は監理技術者は、以下のとおりである。

(ア)主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(イ)主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。

(ウ)主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成 19 年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができ。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみ CORINS に登録すること。

(エ)主任技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(オ)監理技術者は、監理技術者資格者証(水又は機)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(カ)主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

カ 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。

(ア)設計担当技術者の設計経験は、平成 19 年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。

(イ)設計担当技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学(高等専門学校を含む)卒業後 3 年若しくは高等学校(中等教育学校を含む)卒業後 5 年以上の機械設備の設計実務経験、又は水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る 10 年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証(機)を有する者であること。

(ウ)設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

キ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から事業者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領(昭和 59 年 7 月 2 日付経契発第 13 号)に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含ま

れる都道府県は次のとおりとする。

- ①北海道 (北海道)
- ②東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
- ④北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)
- ⑤中部区域 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥近畿区域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑦中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

ク 本工事に係る設計業務等の事業者(事業者が設計共同体的場合は各構成員をいう。以下同じ。)又は当該事業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
ケ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

コ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

(イ)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

(ウ)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

(4) 「施設の維持管理・運営を行う者」の資格要件

次に掲げる要件を全て満たす単体業者(1 者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。)または共同企業体代表者もしくは SPC であること。共同企業体および SPC の設立は任意とするが、設立する場合は次の要件を満たす者を含めた協定書を作成し、その 1 部を県に提出しなければならない。

1) 維持管理者(単体または JV 代表者)もしくは SPC に出資する者の要件

ア 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等(令和 3 年滋賀県告示第 68 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。共同企業体代表者または SPC 設立の場合、構成員のすべてがこの本要件を満たすこと。

営業種目 大分類: 役務の提供

中分類: その他の役務の提供

小分類：その他の役務の提供

大分類：役務

中分類：上下水道施設等管理

小分類：上下水道施設運転維持管理

オ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ)会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ)銀行取引停止処分がなされている者

カ この公告の日の前日から起算して前15年以内の期間において、1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量(111t-wet/日)の1/2以上の、燃料化設備または汚泥焼却設備のいずれかについて1年以上の運転管理業務の履行実績を有すること。共同企業体またはSPC設立の場合、構成員の1者以上が上記履行実績を満たすこと。

2) 共同企業体の要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員数は任意とする。

ウ 経営の形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式(甲型)であること。

エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。

3) SPCの要件

ア SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とし、本店所在地を原則滋賀県草津市内とし、移転させないものとする。

イ SPCの株主は、構成員のみとする。構成員数は任意とする。

ウ SPCの資本金の額は、構成員の任意とする。

エ 代表企業は、SPCの唯一最大の出資者になるものとする。

4) 配置予定者の要件

ア 総括責任者(1名) この公告の日の前日から起算して前15年以内の期間において、1炉あたりの今回対象想定燃料化汚泥量(111t-wet/日)の1/2以上の、燃料化設備、または汚泥焼却設備のいずれかについて1年以上の運転管理業務の実績。また、維持管理開始後、1年間は本事業に専任させること。

イ 副総括責任者

ウ 主任

(イ、ウに実績は求めない)

5) 以下に示す者ではないこと。またはこの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

「株式会社 日水コン(所在地：東京都新宿区西新宿 6 丁目 22 番 1 号 新宿スクエアタワー)」

4 審査および選定手続き

(1) 提案の審査および評価

技術提案書の審査および評価は、審査会により行う。

なお、審査会の会長、各審査員への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、審査会の公正性を損なう行為をした応募者は失格とする。また、地元自治会への働きかけについても禁止する。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するような、談合、他の応募者との連絡交渉、不当な取引制限、他の応募者への情報（入札にかかる価格情報、入札にかかる応募者、または応募者の提案にかかる情報を含む。）の漏洩若しくは開示、または他の応募者からの情報取得、その他応募にあたり違法又は不正と疑われる行為は一切禁止する。

(2) 評価内容

評価内容は、落札者決定基準による。

(3) 評価結果の公表

評価結果は、参加者に文書で通知する。

(4) 応募資格確認申請書等および技術提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認および技術提案書の審査および評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

(5) 事業者の決定

事業団は、落札者決定基準に基づき入札価格のほか、技術評価事項を加えて総合的に評価事項を加えて総合的に評価し、総合評価点が最も高い入札参加者（応募者）を落札者とする。算定した評価値が、最も高い入札参加者（応募者）と契約する。

なお、事業者の決定後、基本協定の締結までに事業者またはその共同事業体の構成員のいずれかの者が入札説明書等に定める資格に該当しないこととなった場合（ただし、これに対応する手当てを行い、事業団の承諾を得た場合を除く。）は、再公告を行う。

(6) 審査結果の通知および公表

事業団は、審査会が事業者を選定した後、事業団のホームページにより速やかに公表する。公表する項目は、最終順位と各項目に対する評価点数とする。また、事業者として選定された者に選定通知書、それ以外の者には非選定通知書を送付する。

5 事業者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

事業者として選定された者は速やかに県および事業団と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を県および事業団と締結しなければならない。

(2) 工事請負契約の締結

事業者は、基本協定に基づき、事業者の建設する消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事（撤去工事を含む）に関し、本事業に係る工事請負契約を事業団と締結しなければならない。

(3) 維持管理・運営委託契約の締結

事業者は、基本協定に基づき、燃料化施設の維持管理・運営（燃料化物の売買に係るものは除く）に関し、本事業に係る維持管理・運営委託契約を県と締結しなければならない。なお、SPCを成立する場合、本事業の維持管理・運営、燃料化物売買の遂行のみを目的とするSPCを工事完了の6か月前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として原則滋賀県草津市内に設立し、商業登記簿謄本を県に提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、事業契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡および担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(4) 燃料化物売買契約の締結

事業者は、基本協定に基づき、燃料化施設により製造される燃料化物の販売に関し、本事業に係る燃料化物売買契約を県と締結しなければならない。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権等

入札参加者（応募者）より提出された提出書類の著作権は、入札参加者（応募者）に帰属する。ただし、事業団は、本事業における公表時およびその他の事業団が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする。なお、提出書類は公表および返却はしないものとする。また、事業団は、事業者の提出書類を県に提出するものとし、県は、事業者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、入札参加者（応募者）が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。県または事業団が責任を負うべき合理的理由がある事項については、県または事業団が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方を踏まえ、県および事業団ならびに事業者の責任分担は、事業契約の各契約書において示す。別添－1参照。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、事業者は入札説明書および提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事、燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物売買を行うこととする。

3 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約にしたがって、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、実施設計・建設工事期間中および維持管理・運営、燃料化物売買期間中に以下の保険に加入するものとする。詳細は、各契約書を参照のこと。

ア 実施設計・建設工事期間中の保険

事業者は、工事目的物および工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

イ 維持管理・運営、燃料化物売買期間中の保険

事業者は、第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

(3) 工事請負工事に係る契約保証金

ア 事業者は、工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を事業団に寄託しなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、事業団が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

- (ウ)この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (エ)この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- イ 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- ウ 事業者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- エ 第1項の規定により、事業者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- オ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、事業団は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(4) 維持管理・運営に係る契約保証金

事業者は、維持管理・運営委託契約に係わる契約保証金として、維持管理・運営委託契約に係わる契約金額の10分の1の金額を県に納付する。

(5) 燃料化物売買に係る契約保証金

事業者は、燃料化物売買契約に係わる契約保証金として、維持管理・運営委託契約に係わる契約金額の10分の1の金額を県に納付する。

(6) 業務の委託等

事業者が、本事業の設計・建設工事に際し、設計・建設工事の一部を再委託する場合には、事前に事業団の承諾を得なければならない。また、維持管理・運営、燃料化物売買業務に際し、業務の一部を委託または請け負わせる場合は、事前に県の承諾を得なければならない。

(7) 有資格者の配置

事業者は、入札説明書および要求水準書に従い、応募資格確認申請書および技術提案書に記載した有資格者を配置すること。

4 事業の実施状況のモニタリング

(1) 実施設計・建設工事に係るモニタリングの時期・内容

ア モニタリングの実施

事業団は、事業者が実施設計・建設工事を確実に遂行し、要求水準書および技術提案書に記載した技術提案に適合しているか否かを確認するため、実施設計・建設工事の実施状況についてモニタリングを実施するものとし、モニタリングに要する報告書に係る費用は全て事業者の負担とする。

事業者は、事業団が要求する項目について報告を行い、要求水準および技術提案書に適合しているか否かについて事業団の確認・検査を受けなければならない。その結果、事業団が要求水準および技術提案に適合していないと判断した場合、事業者に対し改善を求めることができる。

イ モニタリングの時期・内容

(ア)実施設計時

事業者は、設計の内容について適時、事業団と協議を行うとともに、完了時に実施設計図書を提出し、事業団の検査を受けなければならない。

(イ)建設工事着手前

事業者は、建築基準法に規定された工事監理者および建設業法に規定された主任技術者又は監理技術者を選任して配置し、事業団の承諾を得ること。

(ウ)建設工事中

事業者は、定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに、事業団が要請した時期に出来高検査を受けなければならない。

また、事業団が要請したときは、建設工事の事前説明および事後報告を行うとともに、事業団はいつでも工事現場での建設工事の状況確認を行うことができるものとする。

(エ)建設工事完成・消化施設、燃料化施設引渡時

事業者は、建設工事記録および完成図書等を用意して、現場にて事業団の完了検査を受けなければならない。検査は、実施設計・建設工事期間内に実施する。なお、検査の日程は協議により決定するため、消化施設、燃料化施設供用開始日までの余裕を考慮すること。

(2) 維持管理・運営、燃料化物売買に係るモニタリングの実施

ア モニタリングの実施

県は、事業者が要求水準書および技術提案書に記載した技術提案に適合しているか否かを確認するため、維持管理・運営、燃料化物売買状況についてモニタリングを実施するものとし、モニタリングに要する費用は全て事業者の負担とする。

事業者は、県が要求する項目について報告を行い、要求水準および技術提案書に適合しているか否かについて県の確認・検査を受けなければならない。その結果、県が要求水準および技術提案に適合していないと判断した場合、事業者に対し改善を求めることができる。また、県は第三者に県の費用負担によりモニタリングの実施を委託することができるものとする。

イ モニタリングの時期・内容

(ア)実施時期・内容

県は、維持管理・運営、燃料化物売買段階において定期的に事業者による業務実施状況を確認する。確認の結果、要求水準ならびに技術提案に適合していない場合に、県は改善を求めることができる。

(イ) 提出書類等

事業者は、維持管理業務状況について、月 1 回程度の湖南中部浄化センター内で実施する報告会へ参加すること。

(ウ) 性能未達の場合の措置

要求水準ならびに技術提案に適合していない場合に、県が改善を求めても改善されない場合には、県は事実関係を含め、事業者名の公表を行うことができるものとする。

第4 公共施設等の立地に関する事項

立地に関する事項を以下に示す。

表 3 立地に関する事項

項目	規制条件等	
地名地番	滋賀県草津市矢橋町宇帰帆 2108	
都市計画区域	都市計画区域内 市街化調整区域	
用途地域	指定なし	
防火地域	指定なし	
その他の区域	指定なし	
前面道路	県道：559号近江八幡大津線（さざなみ街道）	
敷地面積	623,151 m ²	
建蔽率／容積率	70％／200％	
浸水想定区域想定水位	T P +86.971 (※1)	
その他法令対応	○自然公園法に基づく許可：不要 (※2) ○景観法および草津市景観条例に基づく届出：不要 (※3)	
高さ制限	絶対高さ	
高さ制限	道路斜線	なし
	隣地斜線	適用距離 20m 勾配 1.25
	北側斜線	なし（帰帆島全土：滋賀県の敷地）
	日影規制	なし

※1 淀川水系琵琶湖 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）滋賀県HPより

※2 自然公園法に基づく許可について

湖南中部浄化センターが位置する帰帆島全域は、国定公園(第二特別地域)に指定され、自然公園法第20条第3項の規定により、特別地域内において、同法同項1号から18号に掲げる行為は、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、同法同条第9項第4号の規定により、同法施行規則第12条第6の3号の規定される下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四号（流域下水道）の改築又は増築は、自然公園法第20条第3項の規定を受けないとされているため、本工事にあつては、自然公園法第20条第3項に規定される都道府県知事の許可は要しない。

※3 景観法および草津市景観条例に基づく届出について

景観法では、第16条の規定により景観計画区域内における工事（建築等および建設等）をする際には届出を行う必要があるが、第16条7項第11号の規定により「その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為」は同法同条第1項から第6項の規定は適用しない、とされており、下水道法の規定が優先されるため届出は不要となる。

また、草津市景観条例においても届出が必要となるが、同条例第20条第4号の規定により、国定公園に指定される本施設は景観法第16条7項11の条例で定める行為に該当する。このため、景観法第16条第1項に規定される届出は要しない。

※2※3 は要求水準書作成時に施行されている法令及び条例によるものであり参考程度とする。事業者は、施工時に施行されている法令及び条例に準拠し、確認の上必要な場合は、許可申請及び届出を行うこと。

項目	内容												
悪臭防止法に基づく臭気指数規制	草津市の良好な環境保全条例の規制基準 臭気指数規制基準 <table border="1" data-bbox="422 371 1390 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制区域の区分</th> <th rowspan="2">敷地境界線</th> <th colspan="2">気体排出口</th> <th rowspan="2">排水</th> </tr> <tr> <th>排出口の高さが15m未満</th> <th>排出口の高さが15m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種区域</td> <td>臭気指数 12</td> <td>排出口ごとに算定する臭気指数</td> <td>排出口ごとに算定する臭気排出強度</td> <td>臭気指数28</td> </tr> </tbody> </table>	規制区域の区分	敷地境界線	気体排出口		排水	排出口の高さが15m未満	排出口の高さが15m以上	第2種区域	臭気指数 12	排出口ごとに算定する臭気指数	排出口ごとに算定する臭気排出強度	臭気指数28
規制区域の区分	敷地境界線			気体排出口			排水						
		排出口の高さが15m未満	排出口の高さが15m以上										
第2種区域	臭気指数 12	排出口ごとに算定する臭気指数	排出口ごとに算定する臭気排出強度	臭気指数28									
特定工場等から発生する騒音の規制基準	矢橋帰帆島は騒音規制法及び草津市の良好な環境保全条例に基づく特定工場等から発生する騒音の規制区域から除かれる。ただし、敷地境界においては、可能な限り騒音を抑えた計画とし、下表に示す騒音規制値を満足すること。 騒音規制値 単位：デシベル <table border="1" data-bbox="512 904 1297 1106"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>第4種区域相当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>昼・夕</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	第4種区域相当	朝	65	昼・夕	65	夜間	65				
時間帯	第4種区域相当												
朝	65												
昼・夕	65												
夜間	65												
特定工場等から発生する振動の規制基準	矢橋帰帆島は騒音規制法及び草津市の良好な環境保全条例に基づく特定工場等から発生する振動の規制区域から除かれる。ただし、敷地境界においては、可能な限り振動を抑えた計画とし、2種区域の振動規制値を満足すること。 振動規制値 単位：デシベル <table border="1" data-bbox="512 1391 1297 1541"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>第2種区域相当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	第2種区域相当	昼間	70	夜間	65						
時間帯	第2種区域相当												
昼間	70												
夜間	65												
河川区域及び保全区域	琵琶湖												

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

県と事業団、事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業団、事業者は、誠意をもって協議するものとする。また、事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して消化施設、燃料化施設の維持管理・運営、燃料化物売買が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者が行う実施設計・建設工事が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合またはその懸念が生じた場合には、事業団は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、事業団は事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が行う維持管理・運営および燃料化物売買が要求水準に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合またはその懸念が生じた場合には、県は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県は事業契約を解除することができる。

(3) 事業者が倒産または財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、県および事業団は事業契約を解除することができる。

(4) 前3項の規定により、県または事業団が事業契約を解除した場合、事業者は県または事業団に生じた損害を賠償しなければならない。

2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、県は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業団の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、事業団は、事業者に生じた損害を賠償する。

4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 不可抗力等、県または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県および事業団ならびに事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、県および事業団ならびに事業者は、事業契約を解除することができる。

5 その他

本事業が要求水準および事業契約に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金の取り扱い

本事業に関する消化施設、燃料化施設の実施設計・建設工事に対しては、下水道事業に係る国の交付金を活用することを想定している。

(2) その他財政上および金融上の支援

特に予定していない。

3 その他の支援に関する事項

県および事業団は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて支援を行う。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う情報提供

本事業に関する情報提供は、事業団ホームページを通じて適宜行う。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本実施方針に関する問合せ先

(1) 質問・意見等の受付

この「実施方針」および同時に公表している「要求水準書」および「各契約書」に関して、質問・意見等がある場合には、別途、様式集の書式に記入し、提出期間内(土曜、日曜日および祝祭日を除く。)に直接次の連絡先へ電子メールの方法により提出するものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、事業団は質問・意見等の連絡を受けたとき、質問・意見等の各提出者に対して、電子メールによる受信確認通知を行う。また、事業団からの受信確認通知がない場合は、連絡先へ電話による確認をすること。

ア 質問・意見等の提出に際しては、別途、様式集の書式に記入し、Microsoft Excel2010形式(.xlsx形式)を使用すること。

イ 質問・意見等の提出に際しては、電子メールの件名に「琵琶湖湖南中部」の文字列を必ず入れること。

ウ 提出期限は、令和4年2月4日(金)午後4時までとする。

エ 提出された質問・意見等のうち、事業団において確認が必要と判断したものについて事業団は質問または意見を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

オ 質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者の内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

(2) 質問・意見等に対する回答

提出された質問等に対する回答は、令和4年3月11日(金)に事業団ホームページにて、公表する。

(3) 施設確認、資料閲覧、試料の採取

実施方針公表後の施設確認および実施方針・要求水準書(案)に関する資料の閲覧ならびに資料の採取は以下のとおり実施する。なお、県および事業団は、施設確認および資料閲覧時間ならびに資料の採取時の質問には回答しない。

ア 申込み期間

令和4年1月11日(火)午後4時から令和4年2月4日(金)午後4時までの土日祝を除

く期間

イ 申込に際しては、別途、様式集の書式に記入し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの件名に「琵琶湖湖南中部」の文字列を必ず入れること。

ウ 施設確認および資料閲覧ならびに試料の採取時については、県と事業団において日程調整を行い、メール等で日程を連絡する。

(4) 本実施方針に関する問合せ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 4 丁目 1 番 3 号

日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課

電話 06-4977-2510

ファクシミリ 06-4977-2524

電子メール jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp